

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	大口町 軽自動車税(種別割)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大口町は、軽自動車税(種別割)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・大口町は「軽自動車税(種別割)に関する事務」を行うため「軽自動車税」等の各種システムを使用している。
- ・職員の不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、静脈、ID及びパスワードにより、操作者を限定している。
- ・操作者には、必要な業務のみ照会範囲の制限をしている。
- ・追跡調査のため操作ログを保存している。
- ・端末PCはセキュリティシステムによりデータを持ち出せないなどの対策を講じている。

評価実施機関名

愛知県丹羽郡大口町

公表日

令和6年12月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税(種別割)に関する事務
②事務の概要	地方税法に基づき必要な事項を記載した申告書・報告書の提出を受け、軽自動車の管理を行っている。それらを基に軽自動車税(種別割)額を算出し、軽自動車税(種別割)の賦課を行う。
③システムの名称	軽自動車税、中間サーバシステム、団体内統合宛名システム、申請管理、サービス検索・電子申請機能窓ロソリューション(申請管理)
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 軽自動車税(種別割)車両情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表第48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大口町役場総務部税務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大口町役場総務部行政課 愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目155番地 電話 (0587)95-1699
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大口町役場総務部行政課 愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目155番地 電話 (0587)95-1113
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	次のような典型的なリスク対策を実施することなどにより、事務・サービスまたはシステムの特性を考慮したリスク対策を講じている <典型的なリスク対策> ①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の次の留意事項等を遵守している。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・複数人での確認や上長による最終確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すこと。 ・更新時には、本人からマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。 ② 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 ※ 人為的ミス発生防止の着眼点として、次の資料が参考となる。 いずれも個人情報保護委員会ウェブページ公表資料： https://www.ppc.go.jp/legal/kensyuushiryou/ ・「特定個人情報を取り扱う際の注意ポイント」 ・「特定個人情報の漏えい等の防止について―地方公共団体における単純な事務ミスを防止するた	
9. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[十分に行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策]</div> <div style="text-align: right;">]</div> </div> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策<small>(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</small> 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	<p>対象者、必要な情報の種類、入手方法を踏まえ、“対象者以外の情報”や“必要な情報”以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業の面から講じている。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I-5-② 所属長	税務課長 吉田幸弘	税務課長 松井宏之	事後	
平成30年4月1日	II-1 対象人数	1万人以上10万人未満 平成27年6月30日 時点	1万人以上10万人未満 平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	II-2 取扱者数	500人未満 平成27年6月30日 時点	500人未満 平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年3月1日	I-5-② 所属長の役職名		課長	事前	
平成31年3月1日	I-7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	(0587)95-1111	(0587)95-1699	事前	
平成31年3月1日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	(0587)95-1111	(0587)95-1113	事前	
平成31年3月1日	II-1 対象人数	1万人以上10万人未満 平成30年4月1日 時点	1万人以上10万人未満 平成31年2月1日 時点	事前	
平成31年3月1日	II-2 取扱者数	500人未満 平成30年4月1日 時点	500人未満 平成31年2月1日 時点	事前	
平成31年3月1日	IV リスク対策		新規追加	事前	
平成31年3月1日	表紙 特記事項	ICカード、ID及びパスワードにより、操作者を限定している。	静脈、ID及びパスワードにより、操作者を限定している。	事前	
令和2年4月1日	表紙 評価署名	大口町 軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書	大口町 軽自動車税(種別割)に関する事務 基礎項目評価書	事前	
令和2年4月1日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	大口町は、軽自動車税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり	大口町は、軽自動車税(種別割)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり	事前	
令和2年4月1日	表紙 特記事項	大口町は「軽自動車税に関する事務」を行うため「軽自動車システム」を使用している。	大口町は「軽自動車税(種別割)に関する事務」を行うため「軽自動車(種別割)システム」を使用している。	事前	
令和2年4月1日	I-1-① 事務の名称	軽自動車税に関する事務	軽自動車税(種別割)に関する事務	事前	
令和2年4月1日	I-1-② 事務の概要	それらを基に軽自動車税額を算出し、	それらを基に軽自動車税(種別割)額を算出し、	事前	
令和2年4月1日	I-1-③ システムの名称	軽自動車税システム	軽自動車税(種別割)システム	事前	
令和2年4月1日	I-2.特定個人情報ファイル名	1. 軽自動車税車両情報ファイル	1. 軽自動車税(種別割)車両情報ファイル	事前	
令和2年4月1日	II-1 対象人数	1万人以上10万人未満 平成31年2月1日 時点	1万人以上10万人未満 令和2年3月1日 時点	事前	
令和2年4月1日	II-2 取扱者数	500人未満 平成31年2月1日 時点	500人未満 令和2年3月1日 時点	事前	
令和3年9月1日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和6年7月24日	I-3 法令上の根拠	別表第一の第16の項	別表第24の項	事後	
令和6年7月24日	I-4-② 法令上の根拠	別表第二の第27、28の項	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表第48の項	事後	
令和6年12月17日	IV-8 人手を介在させる作業		新規追加	事前	
令和6年12月17日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる作業		新規追加	事前	
令和6年12月17日	I-1-③ システムの名称	軽自動車税(種別割)システム、中間サーバシステム、統合宛名管理システム	軽自動車税、中間サーバシステム、団体内統合宛名システム、申請管理、サービス検索・電子申請機能 窓口ソリューション(申請管理)	事前	
令和6年12月17日	表紙 特記事項	大口町は「軽自動車税(種別割)に関する事務」を行うため「軽自動車税(種別割)システム」を使用している。	大口町は「軽自動車税(種別割)に関する事務」を行うため「軽自動車税」等の各種システムを使用している。	事前	